

国立大学法人の役員退職手当規程の改正について

【役員退職手当規程関係】（7 法人）

1 国家公務員退職手当法に準拠して行われた変更について （P.3～）

- 職員の在職期間を有する役員について、調整額を適用
（旭川医科大学 外 1 法人）

2 国立大学法人評価委員会の審議における主な論点について （P.5～）

- 経営協議会の議を経て決定することとする改正（滋賀医科大学 外 2 法人）

3 その他の改正について （P.7～）

- 支払いの期間についての整備（埼玉大学）
- 一時差止め、返納及び不支給となることについての改正（金沢大学）

役員退職手当規程改正一覧

NO	法人名	概要
1	旭川医科大学	職員の在職期間を有する役員について、国家公務員退職手当法改正に準じた改正
2	横浜国立大学	職員の在職期間を有する役員の退職手当について、教職員退職手当規則に準じた算出方法とする改正
3	滋賀医科大学	評価について、経営協議会の議を経て決定することとする改正
4	熊本大学	評価について、経営協議会の議を経て決定することとする改正
5	大分大学	評価について、業績勘案率の範囲を明確にし、経営協議会の議を経て決定することとする改正
6	埼玉大学	国家公務員退職手当法に準じ、退職手当の支給は退職後1か月以内に行うことを明記
7	金沢大学	一時差止め、返納及び不支給となることについての改正

役員退職手当規程新旧対照表（職員の在職期間を有する役員について 調整額を適用）

旭川医科大学

(机上資料) 改正届 1 ページ、規程 9 ページ)

改正後	改正前
<p>(職員との在職期間の通算) 第6条 (略) 2 役員が、引き続いて職員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。</p> <p>(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例) 第7条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条にかかわらず、<u>国立大学法人旭川医科大学役員給与規程（平成16年旭医大達第173号。以下「役員給与規程」という。）第7条に掲げる基本給月額に、役員として引き続いた在職期間を職員退職手当規程第9条に規定する在職期間とみなし、同規程第3条の2の規定により算出して得られた額とする。ただし、役員として在職した期間における職員退職手当規程第8条の4第3項の適用にあたっては、職員の区分は次の各号のとおりとする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 役員給与規程第7条の基本給表4号俸以上は、<u>職員退職手当規程第8条の4第3項の表第2号</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(2) 役員給与規程第7条の基本給表特3号俸以下は、<u>職員退職手当規程第8条の4第3項の表第3号</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 <u>この規程は、平成19年6月20日から施行する。</u></p>	<p>(職員との在職期間の通算) 第6条 (略) 2 役員が、引き続いて職員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。</p> <p>(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例) 第7条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条にかかわらず、<u>役員退職時の基本給月額に、役員として引き続いた在職期間を職員退職手当規程第9条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定により算出した支給率を乗じて得た額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

横浜国立大学

(机上資料) 改正届 3 ページ、規程 16 ページ)

改正後	改正前
<p>(教職員との在職期間の通算) 第5条 役員が、引き続いて教職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となったときは、この規則による退職手当は、支給しない。 2 役員が引き続いて教職員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた教職員としての在職期間を含むものとする。</p> <p>(教職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例) 第6条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、役員退職時の俸給月額に、役員としての引き続いた在職期間を国立大学法人横浜国立大学教職員退職手当規則（平成16年</p>	<p>(教職員との在職期間の通算) 第5条 (同左)</p> <p>(教職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例) 第6条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、役員退職時の俸給月額に、役員としての引き続いた在職期間を国立大学法人横浜国立大学教職員退職手当規則（平成16年</p>

<p>規則第111号) 第11条に規定する在職期間とみなし、<u>同規則を準用して得た額</u>とする。</p> <p>2 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績及び退職の事由に応じ、これを増額し、若しくは減額し、又は支給しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (平成20年3月27日規則第59号)</u> <u>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>規則第111号) 第11条に規定する在職期間とみなし、<u>同規則の規定により算出した支給率を乗じて得た額</u>とする。<u>この場合において、役員としての引き続きた在職期間における同規則第9条の4に規定する退職手当の調整額は、学長が別に定める。</u></p> <p>2 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績及び退職の事由に応じ、これを増額し、若しくは減額し、又は支給しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
---	---

役員退職手当規程新旧対照表（退職手当の増減について経営協議会の議を経て決定することとする改正）

滋賀医科大学

(机上資料) 改正届 5 ページ、規程 21 ページ)

改正後	改正前
<p>(退職手当の額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定による退職手当の額は、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、<u>経営協議会の議を経て</u>、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定による退職手当の額は、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (略)</p>

熊本大学

(机上資料) 改正届 6 ページ、規程 27 ページ)

改正後	改正前
<p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の国立大学法人熊本大学役員給与規則(平成16年4月1日制定)に規定する基本給月額(以下「基本給月額」という。)に100分の12.5の割合を乗じて得た金額とする。ただし、第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの基本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p> <p>2 前項の規定による退職手当の額は、当該役員の業績に応じ、<u>経営協議会の議を経て</u>、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p>第4条～第12条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定による退職手当の額は、当該役員の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p>第4条～第12条 (略)</p>

大分大学

(机上資料) 改正届 7 ページ、規程 30 ページ)

改正後	改正前
<p>(退職手当の額)</p> <p>第2条 退職した者に対する退職手当の額は、次項の規定により計算した退職手当の基本額に第3項の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第2条 退職した者に対する退職手当の額は、次号の規定により計算した退職手当の基本額に第3号の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</p>

<p>2～3 (略)</p> <p>4 第1項の規定による退職手当の額は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び職務実績を勘案し、学長が、<u>その額の100分の10の範囲内</u>で、<u>経営協議会の議を経て</u>、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則 (平成20年規程第17号)</u> この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>2～3 (略)</p> <p>4 第1項の規定による退職手当の額は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長が、<u>その職務実績に応じ</u>、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p>(略)</p>
---	---

役員退職手当規程新旧対照表（支払い期間についての改正）

埼玉大学

(机上資料) 改正届 2ページ、規程 12ページ)

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払)</p> <p>第2条 退職手当は、法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を現金で、直接本人（死亡による退職の場合はその遺族）に支払わなければならない。ただし、支給を受けるべき者の申し出に基づき、その者の名義の預金口座への振込により支払うことができる。</p> <p><u>2 退職手当は、役員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 次条第2項の規定を適用した場合において、業務評価の結果が確定していない年度があるときは、その年度に係る業務評価の結果を勘案して学長が増額又は減額する分については、前2項の規定にかかわらず当該業務評価の結果が確定した後速やかに支払うものとする。</u></p> <p><u>4 役員が国立大学法人埼玉大学役員規則第7条第3項及び第4項の規定により解任されたとき（同条第3項第1号の規定により解任された場合を除く。）は、当該役員には退職手当を支給しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(退職手当の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間における文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果及びその者の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、学長がこれを増額し、又は減額することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規則は、平成20年5月21日から施行する。</u></p> <p><u>ただし、平成19年度末に退職した者に係る退職手当の支払いについては、第2条第2項の規定にかかわらず、この規則施行後速やかに支払うものとする。</u></p>	<p>(退職手当の支払)</p> <p>第2条 退職手当は、法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を現金で、直接本人（死亡による退職の場合はその遺族）に支払わなければならない。ただし、支給を受けるべき者の申し出に基づき、その者の名義の預金口座への振込により支払うことができる。</p> <p><u>2 役員が国立大学法人埼玉大学役員規則第7条第3項及び第4項の規定により解任されたとき（同条第3項第1号の規定により解任された場合を除く。）は、当該役員には退職手当を支給しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(退職手当の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (同左)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

役員手当規程新旧対照表（一時差止め、返納及び不支給となることについての改正）

金沢大学

(机上資料) 改正届 4 ページ、規程 19 ページ)

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>役員が退職し</u>，又は解任された場合，退職手当の支給を一時差止め，若しくは返納させること又は支給しないことがある。この場合の取扱いについては，国立大学法人金沢大学職員退職手当規程の例による。</p> <p>第10条及び第11条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 (略)</p> <p style="padding-left: 80px;">(略)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>附 則</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>この規則は，平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(退職手当の支払)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>退職手当は，特別の事由のある場合を除き，退職又は解任の日から1月以内に支払う。</u></p> <p>4 <u>起訴中に退職し</u>，又は解任された場合，退職手当の支給を一時差止め，若しくは返納させること又は支給しないことがある。この場合の取扱いについては，国立大学法人金沢大学職員退職手当規程の例による。</p> <p>第10条及び第11条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 (略)</p>